

君津中央病院企業団議会

平成28年6月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成28年6月23日をもって平成28年6月30日午後3時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 平野卓義、3番 久良知篤史、4番 鈴木良次、5番 須永和良
6番 石井清孝、7番 鈴木幹雄、8番 福原敏夫、9番 磯貝睦美、10番 榎本雅司
11番 前田美智江、12番 山口幹雄

欠席議員

なし

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 坂元淳一、監査委員 金網房雄、病院長 海保 隆
専務理事兼事務局長 高橋功一、事務局次長兼総務課長 小島進一
事務局次長兼管財課長 池田倫明、医事課長 三富敏史、財務課長 竹下宗久、
経営企画課長 石黒穂純、副院長 須田純夫、副院長 氷見寿治、副院長兼医療技術局長 須藤義夫
副院長兼看護局長 齊藤みち子、分院長 田中治実、学校長 柴 光年、医務局長 畦元亮作
地域医療センター長 八木下敏志行、医務局理事 篠崎俊秀、医療技術局理事 朝生 忍

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、採決)
- ・議案第2号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定
について(提案理由の説明、補足説明、質疑、採決)
- ・議案第3号 平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、採決)

(午後3時00分開会)

<副議長>

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員は12人でございます。

定足数に達しておりますので、平成28年6月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましては議長が任期満了により不在となっておりますので、日程第4で行われます議長の選挙が終了するまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長の私が議長の職務を代理いたします。

ここで福山企業長からの招集のご挨拶をお願いします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、お疲れのところ引き続いて、またよろしく願いいたします。

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては大変ご多忙中のところをご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

平成28年度も3か月が過ぎようとしておりますが、国は、地域医療構想の策定による、効率的で質の高い医療の確保、医療及び介護従事者の確保など、医療・介護サービスの供給体制を整備し、そして地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。しかしながら、一方では、経済・財政一体改革の方針から、社会保障関係費の削減として、骨太の方針2015年による、社会保障費の自然増を高齢化による伸びとほぼ同等に抑制することが決定し、本年4月の診療報酬改定では大幅なマイナス改定でありました。さらに、来年度予定されていた消費税増税の延期も決定され、今度も社会保障費の確保は一層厳しくなるものと思われ、病院経営にとって厳しい状況が続くことは間違いないと思っております。

このような状況の中、当企業団においては、将来にわたり持続可能な事業及び地域の皆さんに必要とされる病院づくりを目指した計画である第4次3か年経営計画も2年目となり、計画に掲げた施策を実現することにより、医療提供体制の充実、地域における連携体制の強化、経営の効率化を推進するとともに、国の方向性を踏まえ、君津医療圏における当企業団の使命と役割を果たすために尽力してまいりますので、議員の皆さんには倍回の御理解、御協力をお願い申し上げまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会では、君津中央病院企業団監査委員の選任について、君津中央病院企業団の任期付職員採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）の議案3件を提出させていただいております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

<副議長>

日程に入るに先立ちまして、人事について報告をいたします。

木更津市の服部善郎副市長が退職されたため、後任に久良知篤史副市長が選任されました。

富津市では、議会選出の小林新一議員が任期満了のため企業団議員を退任され、後任に鈴木幹雄議員が選任され、福原敏夫議員は再選されました。また、高橋恭市副市長が辞職され、不在であるため、磯貝睦美健康福祉部長が指定されました。

それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

最初に、久良知篤史議員、よろしくお願い申し上げます。

<3番 久良知篤史議員>

久良知でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<副議長>

次に、鈴木幹雄議員。

<7番 鈴木幹雄議員>

富津市の鈴木幹雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<副議長>

次に、福原敏夫議員。

<8番 福原敏夫議員>

それでは、再度お世話になります、福原です。どうぞよろしくお願いいたします。

<副議長>

続きまして、磯貝睦美議員。

<9番 磯貝睦美議員>

富津市の磯貝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<副議長>

よろしくお願いいたします。

続きまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定について

日程第1、議席の指定を行います。

議席は副議長において指定いたします。

久良知篤史議員を3番、鈴木幹雄議員を7番、福原敏夫議員を8番、磯貝睦美議員を9番と指定いたします。

日程第2 会期の決定について

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、副議長から石井勝議員と須永和良議員を指名いたします。

日程第4 議長の選挙

日程第4、議長でありました福原敏夫議員が4月24日付で任期満了となったため、議長が欠けております。よって、これより議長選挙を行います。

議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議長選挙につきまして先例を申し上げます。

議長は、構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。

選出は、地方自治法第118条第2項による指名推選の方法をとってまいりました。

推薦の方法としては、構成市の議会選出議員のうちから、おのおの1名の選考委員を立て、そこに副議長を加えて選考委員会を構成し、指名推選するというものです。

先例は以上でございます。

<副議長>

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員の選考結果により指名推選の方法で選出することとして差し支えないか、お諮りをいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議なしという声がありましたので、それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

<1番 石井 勝議員>

木更津市からは石井勝です。

<副議長>

君津市さん。

<4番 鈴木良次議員>

君津市、鈴木良次です。

<副議長>

その次は富津市さん。

<8番 福原敏夫議員>

富津は福原でございます。よろしくお願いします。

<副議長>

袖ヶ浦市。

<11番 前田美智江議員>

袖ヶ浦の前田です。

<副議長>

それでは、木更津においては石井議員、君津においては鈴木議員、富津においては福原議員、袖ヶ浦においては前田議員。

選考委員においては、別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたしたいと思います。

選考の間、暫時休憩をいたします。

(午後3時11分休憩)

(午後3時14分再開)

<副議長>

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、選考委員のほうから報告を求めます。

富津の福原議員より、よろしくお願いします。

<8番 福原敏夫議員>

それでは、長時間の慎重審議いたしました、その結果を報告いたします。

審議の結果、榎本雅司議員に議長をお願いするということで一致を見ましたので、報告をいたします。

<副議長>

選考委員会の報告で、私、榎本雅司が議長に指名推選されました。

皆さん、ご賛同いただけるでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議ないと認めます。

よって、私、榎本雅司が議長に決定いたしました。

<10番 榎本雅司議員>

それでは、一言就任の挨拶をさせていただきます。

ただいま選考委員会で推薦いただきました。また、皆様からご賛同いただきまして、議長として就任することになりましたので、まことに光栄でありますとともに、その責任の重さをひしひしと感じるところでございます。また一生懸命にこの職責を務めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたしまして、挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願いします。

追加日程第5 副議長の選挙

<議長>

これより議事進行を務めさせていただきます。

ただいま副議長が欠けておりますので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5とし、日程第5を日程第6としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程第5を日程第6とすることに決定をいたしました。

追加日程第5、副議長の選挙を行います。

副議長の選出方法につきまして、議長選挙の際は副議長を選考委員に加えましたが、副議長選挙は、副議長にかえ議長を加えることのほかは、議長選挙と同様として差し支えないか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

木更津市さんのほうからお願いします。

<1番 石井 勝議員>

木更津は石井です。

<議長>

君津市さん。

<4番 鈴木良次議員>

君津は鈴木です。

<議長>

富津市さん。

<8番 福原敏夫議員>

福原です。

<議長>

袖ヶ浦市。

<11番 前田美智江議員>

前田です。

<議長>

それでは、木更津、石井議員、君津、鈴木議員、富津、福原議員、袖ヶ浦、前田議員において、また別室において選考委員会をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩をいたします。

(午後3時18分休憩)

(午後3時19分再開)

<議長>

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

福原議員。

<8番 福原敏夫議員>

それでは、私のほうから報告いたします。

協議の結果、副議長には木更津市の平野卓義議員に決定しましたので、ご報告をいたします。

以上です。

<議長>

選考委員会の選考の結果は、木更津市の平野卓義議員が副議長に指名推選されました。

平野卓義議員を副議長とすることにご賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、平野卓義議員が副議長に就任されました。

それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

<2番 平野卓義議員>

ただいまの副議長選挙で副議長という大役を仰せつかりました、木更津の平野です。議長の手助けで
きるよう、私も勉強していきたいと思います。よろしくお願いします。

日程第6 議案の上程

<議長>

日程第6、議案の上程を行います。

本日上程の議案は3件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご承知願います。

なお、上程されている議案については、一括して提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任については、監査委員の笈川政登己氏が本年6月17日をもって辞職したことから、新たに金網房雄氏を選任したいので、地方公営企業法第39条の2第5項及び君津中央病院企業団規約第10条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、任期付短時間勤務職員の採用について規定することで、医師確保のために勤務時間の多様化を図り、充実した医療提供体制を確保しようとするものです。

次に、議案第3号 平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）については、収益的費用及び資本的支出をそれぞれ増額補正しようとするものです。

収益的費用につきましては、昨年の下期に実施しました特殊建物定期点検の結果、外壁タイルの崩落の危険性があることなどが判明したことから、外壁の詳細な調査を委託するために、委託料を増額しようとするものです。

資本的支出につきましては、医師確保対策として当企業団で独自に定めています、県外から医師を招聘した場合に貸し付けできる医師研究資金貸付金は、貸し付け申し込み者1名増に伴い、不足する額を増額しようとするものです。

以上で提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、続いて補足説明を求めます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任について、事務局に補足説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任について補足説明を申し上げます。

提出議案説明資料の1ページをごらんください。

笈川政登己監査委員が平成28年6月17日付で辞職され、現在、監査委員が欠員となっておりますので、新たに監査委員を選任するため、地方公営企業法第39条の2第5項及び君津中央病院企業団規約第10条第2項の規定により、議会の同意を得ようとするものでございます。

選任しようとする方は、元木更津市職員の金網房雄氏であります。

金網氏の経歴について申し上げますと、昭和49年1月、木更津市職員として奉職されて以来、保健福祉部参事、福祉部長、企画部長などを歴任され、平成23年3月をもって定年退職となり、その後、木更津市シルバー人材センター常務理事としても活躍されました。

金網氏は、37年の長きにわたり、市民の福祉向上のために努められ、行政に対する深い知識と経験を有していることから、当企業団の監査委員として適任者であると考え、提案するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

それでは、ここで、金網房雄監査委員にご入場いただきます。

(金網房雄君 入場、監査委員席へ着く)

<議長>

それでは、ご挨拶をお願いいたします。

<監査委員>

ただいまご紹介いただきました金網でございます。

議員の皆様には、このたびの監査委員就任につきましてご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

今後は企業団監査委員の一人といたしまして、全力を尽くして、その職責を果たす覚悟でおりますので、どうかよろしくお願いいたします。

<議長>

続きまして、議案第2号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局に補足説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議案第2号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

提出議案説明資料の2ページをごらんください。

改正の内容でございますが、現行条例には、任期付短時間勤務職員の採用に関して規定がないことから、任期付短時間勤務職員を採用すべく、新たに規定を定めようとするものでございます。

また、任期付短時間勤務職員については、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当については支給しないこととなっているため、これらの手当の支給について適用除外する規定を定めようとするものでございます。

改正の理由ですが、任期付短時間勤務職員の採用について規定することで、医師確保のために勤務時間の多様化を図り、充実した医療提供体制を確保するものでございます。

また、平成16年8月1日付総務省自治行政局公務員部長発の通知に基づき、任期付短時間勤務職員に支給する手当を明確にしようとするものでございます。

施行日については公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決をいたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)について、事務局に補足説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議案第3号 平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)について、補足説明を申し上げます。

提出議案説明資料の4ページをごらんください。

最初の枠囲いに概要をお示ししてありますが、今回の補正については2点となります。

1つ目は、本院事業予算について、医業費用のうちの経費を1,620万円増額補正しようとするものでございます。

2つ目は、資本的支出について、投資及び有価証券取得費を120万円増額補正しようとするものでございます。

それぞれの説明をさせていただきます。

1、本院事業費用のほうの表をごらんください。1つ目の本院事業費用に対する補正により、経費は既決予算額23億1,004万3,000円に対して、1,620万円の増額となるため、23億2,624万3,000円となり、本院事業費用の合計額は212億7,499万9,000円となります。表の右側、説明欄にお示したとおり、この補正は、前年度後半に実施いたしました特殊建築物点検調査の結果、対応が必要とされた外壁タイル面の剥離等に対する改修に向け、詳細調査並びに改修工事実施のための設計等を行わせるための委託料を増額しようとするものでございます。

次に、2、年間収支をごらんください。

既決予算額では収支均衡であったのに対しまして、このたびの補正で1,620万円が支出超過となるため、年間の本院事業収支は現時点で1,620万円の純損失となる見込みでございます。

続いて、3、資本的支出の項の表をごらんください。

2つ目の資本的支出に対する補正により、投資及び有価証券取得費は、既決予算額1,440万円に対して120万円の増額となる1,560万円となり、資本的支出の合計額は23億4,773万5,

000円となります。説明欄にお示したとおり、この補正は、医師確保を目的とする医師研究資金の貸し付けの申し込み者が予定より1名ふえたことで不足することとなる長期貸付金を増額しようとするものでございます。

最後の4、資本的収支不足額の補填の項をごらんください。

このたびの長期貸付金の増額によるものも含めまして、資本的収支の不足額につきましては、上から2行目と3行目の過年度損益勘定留保資金と当年度損益勘定留保資金から補填することとなります。

なお、5ページ、6ページに添付いたしました資料は、収益的収支並びに資本的収支に対する補正後の収支の内訳をお示したもので、補正の対象となる行には備考欄にその内容を記してございます。後ほどごらんいただければと存じます、ご確認いただければと存じます。

補正予算（第1号）についての補足説明は以上となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

須永和良議員。

<5番 須永和良議員>

それでは、2点質問したいと思います。

まず、築後13年というふうに聞いたんですけども、この瑕疵担保責任は何年まであるのかということが1つと、この説明欄のところにある「詳細調査並びに改修工事实施のための設計等」ということなんですが、詳細調査のほうが幾らで、改修工事实施の設計のほうが幾らなのか、その内訳を教えてください。

<議長>

池田事務局次長。

<事務局次長兼管財課長>

瑕疵担保につきましては、工事請負契約書の中では、受け渡しを受けた日から2年以内ということになっております。ただし、その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合については10年とされています。

あと、詳細の調査の内訳なんですけれども、こちらにつきましては、病院全体の外壁の全面を直接たたいて調査する打診、それと高精度の赤外線を利用した調査で、その調査費として費用の大体4割程度、そのほか、その改修部分を特定した中の設計及び工事計画の策定で全体の6割程度となっております。

<議長>

須永和良議員。

<5番 須永和良議員>

重大な過失等の場合は10年ということだったんですが、もう10年も過ぎちゃっていると思うんですけど、職員の方とかいっぱいいらっしゃいますんで、今より3年以上前に撮った写真とかで、もしこうなっているところが写っていれば、気づいたのはことしだけど、10年のときに、もうなっていたよということで、何とか施工会社のほうに言ってですね、13年でここまでひどくなるというのも、ちょっとひどいかなと思うんで、その辺はよく施工会社と折衝していただきたいと思います。

それと、これは詳細調査業務と改修工事のための設計業務を1本の契約として出していくということでもいいんでしょうか、教えてください。

<議長>

池田事務局次長。

<事務局次長兼管財課長>

改修計画の費用の計画も策定する必要がありますので、設計まで含めた金額になっております。

<議長>

須永和良議員。

<5番 須永和良議員>

わかりました。

丁寧にくんであれば、詳細調査業務をかけて、じゃ、Aパターン、Bパターン、Cパターンとかで幾らぐらいかかりますと、じゃ、この改修方法でいきましょう、だから設計費はこれですね、設計費で、今度、新たに予算を上げるというのが丁寧なやり方だと思うんですが、今回のように、調査業務と設計業務を1本の契約で出してしまった場合に、施工の仕方って、いろいろあると思うんですよ。どういう素材を使うかによっても値段変わってくるし、足場組むのか、屋上からゴンドラでやっていくのかによっても変わるし、いっそのこと、上のほうのタイル剥がしちゃって、じゃ、防水加工の何かで塗っていくとかでも変わってくるし、そういった改修の仕方のパターンの選択というのは、誰が、どのタイミングでやっていくんでしょうか。

<議長>

池田事務局次長。

<事務局次長兼管財課長>

こちらの調査につきましては、7月から11月にかけて行うんですけれども、外壁の全面的調査結果が出た段階で、どれだけの面積が、また、どれだけの外壁の躯体等、タイルのモルタルが浮いているのか、そういった内容によって工法も変わってくると思いますので、病院としては将来的なことも考えて、また、費用的なところも考えて、その調査結果が出た上で相談したいと考えております。

<議長>

須永和良議員。

<5番 須永和良議員>

わかりました。

改修方法の選択を業者に任せると当然、金額面は高いものになると思いますし、金額面も含めた、改修方法をどういうふうにしていくのかということをごすね、議会のほうにもぜひ説明していただきたいと要望して、終わります。

以上です。

<議長>

ほかにございますか。

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

お医者さんに貸したのか、長期貸付金についてお尋ねします。

1名、今度増えたということですけど、これは今回入れた泌尿器科の先生のことですか。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

今年度の医師研究資金貸し付けの申し込みは、泌尿器科医が2名、外科が1名、それに加えて新たに循環器科が1名出ておまして、その分が不足となりましたので、今回、補正対応していただきたいと提案させていただいております。

<議長>

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

じゃ、ここに書いてある「貸付申込者1名増に伴い不足」となるんじゃないくて、貸し付けした人は、じゃ、人数が3人かなんかいたということでしょうね。1名増で、これだけになったということじゃないですよ。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

今年度当初予算といたしましては1,440万円、480万円掛ける3人分を予算措置してございました。先ほどお話ししましたような4人の先生から申し込みがありまして、ただ、その中で2年の先生と3年の先生がおりましたので、それらの当初予算4年分を見込んでいた残がございましたので、今回新たに追加になりました循環器科の先生4年で480万円ということでございましたので、不足する120万円を今回補正増をさせていただこうとするものでございます。

<議長>

よろしいですか。

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、泌尿器科のほうも申し込んでいるということですよ。そうすると、これは今まで従来、県のほうから、たしか出ていたお金が今度なくなっちゃったんで、ここの病院で出すと。そういうことですよ、そうですね。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

県の補助金が出ておりましたときは、4年で960万円という額を設定してございましたが、補助金が廃止となりましたので、従来、企業団で負担しておりました480万円分だけを制度として残しているものでございます。

(「わかりました」の声あり)

<議長>

よろしいですか。

<1番 石井 勝議員>

はい。

<議長>

ほかにございますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決をいたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第3号 平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は終了いたしました。

お疲れさまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

それでは、各議員にお伝えいたします。全員協議会を3時55分から再開をいたします。

(午後3時43分閉会)